令和 6年度　　事務事業評価表（　令和 5年度　の実績評価）

記入年月日						
令和	6	年	4	月	1	日

事務事業名	公益通報保護事務	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	060302000730
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	020101
政策体系 総合計画の施策名	0603 時代に合った自治体運営				総務課
政策体系 政策名	06 みんなで築く自治のまちづくり			課長名	
政策体系 施策名	03 時代に合った自治体運営			グループ	総務グループ
政策体系 手段名	02 ②適切で効果的な事務事業の推進			担当者名	

財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	事業	細	
予算科目	01	02	01	01	03	00	一般会計 一般管理事業

事業期間：単年度繰返し　（ 平成17 年度～）
期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：公益通報者保護法

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段 ①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
公益のため通報を行ったことを理由に、労働者が解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報者を保護する事務。 近年、事業所内部からの通報（いわゆる内部告発）を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになっている。このため、そういった法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者の法令を遵守した経営を強化するために、公益通報者保護法が平成18年4月に施行された。 ・平成19年度から現在まで、総務課・職員課共に取扱い件数なし。	外部労働者からの公益通報については総務課が、内部の職員等からの通報については職員課が、必要と認めた場合調査し法令に基づく措置を講じる。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
公益通報者の通報状況の把握	相談件数		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	状況調査		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
外部通報者	通報者数		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
外部からの公益通報者を保護する	保護された公益通報者数		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量		04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金 千円	0	0	0			
	県支出金 千円	0	0	0			
	地方債 千円	0	0	0			
	使用料・手数料 千円	0	0	0			
	その他 千円	0	0	0			
	一般財源 千円	0	0	0			
	事業費計（A） 千円	0	0	0			
	正規職員従事人数 人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳

05年度事業費 実績（千円）				06年度事業費 予算（千円）			
		合　計	0			合　計	0

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
	外部労働者：総務課 内部の職員等：職員課 必要と認めた場合調査し法令に基づく措置を講じる。	外部労働者：総務課 内部の職員等：職員課 必要と認めた場合調査し法令に基づく措置を講じる。	外部労働者：総務課 内部の職員等：職員課 必要と認めた場合調査し法令に基づく措置を講じる。

事務事業名	公益通報保護事務	事務事業№	60302000730	所属課	総務課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

企業や行政機関において、国民の安全・安心を著しく損なう不祥事が多発しており、通報関係者を保護する目的から公益通報者保護法が平成18年４月に施行された。当市においても平成20年７月桜川市外部公益通報に関する要綱を制定。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

特に意見要望はない。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	公益通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的としており、通報者（市民）を保護することは政策体系と整合性はとれている。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	法令に基づく事務であり、市が行うことは妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	現在まで対象となった事例はない。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	法令に基づく事務であり、廃止・休止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨	具体的な手段、事務事業名
	余地がない	他に類似事業はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	事業費はない。 人件費についても、必要最低限であり削減の余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	法令に基づく事務であり、受益者負担を伴うものではない。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

現在まで対象事例はない。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う →（複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
□ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止　→ ■ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	⑧

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）
B：継続（改革改善を行う）
C：終了、廃止、休止
D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄